
資料

成城大学の保健体育科目に関する一試論

恩 田 裕

(一) はじめに

- (二) 大学体育に対する問題提起とその対応
- (1) 日本学術会議からの勧告
 - (2) 中央教育審議会からの答申
 - (3) 大学設置基準検討委員会報告
 - (4) 大学基準協会基準委員会第一次中間報告
 - (5) 国立大学協会中間報告
 - (6) 臨時教育審議会第二次答申
 - (7) 臨時教育審議会第三次答申
 - (8) 臨時教育審議会最終答申
 - (9) 大学審議会答申
 - (10) 大学設置基準の改訂

(三) 大学体育改革の基本的考え方

- (1) 日本体育学会
- (2) 大学基準協会
- (3) 日本体育学会・全国大学体育連合
- (4) 健康科学教育への改革
- (5) 生涯スポーツへの改革
- (6) 身体運動科学への改革

(四) 大学体育改革の方向

- (1) カリキュラム全体における位置付け、その内容
- (2) 学習内容の充実
- (3) 一般教育との関連、教職科目との関連
- (4) 多様化への対応

(五) 大学体育改革の具体的方策

- (1) 教育内容、方法
- 開設種目

- 単位の計算方法，卒業要件
 - 授業形態…男女共修
 - 評価
 - (2) 研究教育組織，編成
 - 組織
 - 学部との関係
 - 一般教育全体として
 - 教員の資格
 - (3) 設備，施設
- (六) おわりに

(一) はじめに

1950年（昭和25年），成城大学が創設されてから今日に至るまで既に四十有余年，この間，著しい時代の推移があるとともに，わが国の大学における教科体育の内容においても亦幾多の変遷があった。かつて，銅直校長は「発展進歩するものは，絶えず未来を望むと共に，常にその根源を深くたずねることが必要である」と述べたが，われわれも先ずは大学の教科体育が，果たして何を第一義として出発したかを述べることから始めて，推移する時代の現在及び将来を望んで，いかなる理念と方策をもって大学教育に寄与し得るかについて語りたい。

今，大学設置基準が大綱化され，時代の進展を望んでの大学の多様化への社会的 requirement は極めて大きく，且つ深い。これを大学の教科体育の担当者の一人として，どのように受けとめどのように答えるかと自問したとき，われわれは制度としての定形的条件に則るだけの実践に止まることなく，今日まで嘗々として積み上げてきた体育科学としての理念と実績とをもって，体育を科学する者としての矜持と謙虚さをもって，真摯に答える義務があることは自明の理である。

あるものは他大学の応対をみてからでも遅くはないといい，また，あるものは一般教育全体の問題として対応すべきものという。さらには，改革の方向が必ずしも善とは限らない。不用意な制度的変更の回復措置に対し

では、大学当局は寛容ではあり得ないから慎重に対処すべきであるともい。加えて、高等教育の多様化等という麗句の背後にあって、記述者が筆を控えているものや、文章の遜色等に惑わされることなく、学生に対して何が提供できるかという視点に立って、真の意図を見抜くべきだともい。或いは而らん。

しかし、大学の教科体育が発足して四十有余年、定形的条件に頼った実践に対する反省も少なからずあった。また、大学の教科体育や課外スポーツ活動に関する検討が、正規の審議機関において行なわれることが少なく、たとえあったとしても、すでにある種の方向付けがなされた後であり、承認を得るための手続きにすぎない事例の多いことも側聞する。それは、政策的な大学改革の主張が先行してきたことに所以するのであつて、本当の改革は内部からの改革であらねばならないだろう。

従って、われわれはまず大学の教科体育の歴史的経過を簡略に述べることから発して、暫時自らの立場を明らかにしつつ学内での検討資料を提供することを意図して本稿の筆をすすめ、時代の進展と共に内向してきた問題点を摘出し、解決に至る具体的な方途を提起することにしよう。

1947年（昭和22年）に公布された教育基本法は、第一条、教育の目的として、「教育は人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行なわなければならない」と定めている。

この精神に基づき、大学設立基準設定連合協議会（後に大学基準協会と改称）は、1946年（昭和21年）に来日したアメリカ教育使節団の勧告によつて大学における体育の必要性が示唆されたこと、CIEからの強い要望を受けたことなどをふまえて、「大学は体育に関する講義及び実技各2単位以上を課することを要する」とする条項を加え、次のとき理念を述べている。

「大学における体育は、学生の健康を保持し、社会的道徳的精神を涵養し、以て学生生活を豊かならしめ、更に進んで社会生活を価値あらしめる

基礎を作るにある。而して大学時代は恰も心身発育段階の成熟期にあたり、事物の真理を探求しようとする心組の最も旺盛な時期であるから、此の時期における体育は、身体に関する科学的知識と体育運動に対する社会的道徳的意義とを理解させ、充分な納得の下に而も興味を以て自ら進んで夫々の個性に応じた保健衛生並びに体育運動を実践せしめるよう仕組まれるべきである」。

以来、新制大学の一般体育（後に保健体育と改称）は、この理念を定礎として、各大学において様々な実践方策が検討され、今日の定形的な授業形態の構築が行なわれてきているのである。

成城大学の保健体育科目は、1950年（昭和25年）から、三橋義雄の主導する体育理論及び実践と、渡辺定の主導する保健理論及び健康管理を両輪として、心身共に健康な学生を育成することをその基本理念として、クラス別・男女共修を原則とした授業形態をもって出発した。

1964年（昭和39年）からは、二年次配当の体育実技として種目選択制を導入し、スポーツ種目を大幅に取り入れたカリキュラムが編成されるようになり、時代と共に高まる学生のスポーツ実践への欲求にこたえてきた。

1973年（昭和48年）からは、理論と実践が乖離してはならないとする学内からの主張に答えて、理論と実技を一つにしたカリキュラムを組んで、身体運動科学の研究・學習とその実践を志し、別建てとしていた体育理論・保健理論の講義を実技時間のなかへ組み込んだ授業構成が検討され、その実施が大学設置基準上からも可能であると結論され、現在の定形的な授業形態の基礎が築かれた。

その間、水泳実習・スキー実習（教科体育の一部に組み込んだものと、補講として欠席数のおおい学生を対象として行なったものがある）なども行なってきたが、集中実技に関する共通理解が構築できないままに一時的中断を余儀なくされている。

当初、教科体育の担当者は全員が経済学部に所属しながら、すべての学部の教科体育を担当していたが、専任教員の増加にともない、先ず文芸学部への転属が行なわれ、1977年（昭和52年）には、法学部が発足したこと

を契機として、それぞれの所属先を三学部・一短大へ分割するようになつた。しかし、担当する授業は学部に関係なく、教員の専攻種目を中心とした授業が割り当てられていた。

1982年（昭和57年）からは、学部縦割り制を原則として、所属学部の学生のみを担当する授業形態がとられることになった。

1988年（昭和63年）には三学部共通科目として伊勢原総合グラウンドを利用した教科体育が開始され、現在にいたっている。

（二）大学体育に対する問題提起とその対応

この間、一般的には大学の教科体育がすべてにわたって支持されてきた訳ではない。大学教育に関する中枢機関からの批判や提言があったことは述べておかなければならないだろう。以下に、それを順をおって簡略に示そう。

（1）日本学術会議からの勧告

1961年（昭和36年）、日本学術会議の学術体制委員会は、「大学制度の改善について」の勧告を、当時の池田首相に対して行なった。その中で単位制度に関して次のように述べている。

「保健体育は単位制度からはずし、学生の保健指導、健康管理の面から別途そのあり方を検討し、殊にそのための人的、物的条件を充実させること」。

これには何の理由提示も付されていない。しかしながら、これは当時の大学アカデミズムの立場からは、教科体育の存在自体が、大学における知的教育になじまないものであることを表明したもの、とした受けとめ方もあった。然しこの勧告は、大学における教科体育の実情を十分に理解した上でのものとはいいがたく、制度面での改変とまでは至らなかった。

（2）中央教育審議会（以下中教審と略す）からの答申

1971年（昭和46年）、中教審は「高等教育改革の基本構想」とする答申を

行なった。その中で、教育課程の改善の方向を示しながら、「保健体育については、課外の体育活動に対する指導と全学生に対する保健管理の徹底によってその充実をはかる」として、その理由説明を以下のように付している。

「保健体育については、高等教育の段階でこれから力を入れる必要があるのは、課外活動に対する指導など、学園生活全体を通じて、体育を重視するとともに、全学生を対象とする保健管理を徹底することである。この場合、保健体育の単位を卒業の要件として画一的かつ形式的に課するだけでは、その本来の目的は達成されない。今後は、各高等教育機関がその教育方針に応じてその単位を弾力的に取り扱えるように改めるとともに、指導体制の充実と、施設の整備をはかるべきである」。

この中教審答申には、試案・中間報告を経て、一年五ヵ月の日時を必要としたが、その間、日本体育学会や大学体育協議会（後に全国大学体育連合と改称）は、シンポジウムや研究協議会を開くなどして、教科体育の必修制度を堅持するために、関係方面への説明陳情などをおこなった。特に、日本体育学会は小委員会を設けて、中教審の中間報告にたいして、「本学会の意見に関する説明資料」を作成してその態度を表明した。

その結果、中間答申には見られなかった、体育重視・指導体制の充実・施設の整備といった、保健体育に対する積極的な見解が最終答申にもりこまれ、実際の制度的な改革は行なわれなかった。

(3) 日本私立大学連盟・大学設置基準検討委員会報告

1981年（昭和56年）に発表された、「大学設置基準に関する検討結果について」の報告書は、大学設置基準全般にわたって検討を加えたものであるが、その中で、基準第二十二条、「大学は保健体育科目に関する授業を開設するものとする」とある条項は検討を要するとして、次のように結論している。

「大学教育における保健体育科目の位置付け、意義、目的を明確にするとともに、クラブ活動、夜間学部、学生の多様化と体力差、体育施設など

の現状を十分勘案しつつ、選択科目とするなどの可能性を含めて現行規定の再検討が必要ではないか」と述べ、「当面現行通りとする。なお卒業の要件との関連で、体育実技については各大学の自主的判断に委ねることが望ましいと考える」。

(4) 大学基準協会基準委員会第一次中間報告

1983年（昭和58年）、前項の問題提起を受けた形で、基準第二十二条の卒業の要件に関して次のように述べている。

「保健体育科目の履修を卒業の要件に含めるべきか否かについては、それが大学教育の本来の在り方との関連で検討すべきであるばかりでなく、保健体育科目の具体的な履修の方法についても問題がないわけではないので、大学において保健体育科目を設置している趣旨、目的等を根本的に検討する必要がある」。

(5) 国立大学協会

1985年（昭和60年）、同協会からの「大学の在り方についての中間報告」では、次のような批判的見解を示している。

「一般教育における体育は現行四単位の必修科目になっている。これは理論と実技とに分けられるが、この科目のおかれた理由についても検討を行なう必要があろう。

第一に人間としての健康保持のために、保健学の知識が必要なことは言うまでもない。これを教養の一つとして全大学生に課するというのがこれまでの考え方であった。

第二に、青白き“インテリ”で象徴されるような大学卒業生の氾濫を防止し、国民スポーツの精神から体育実技をも課する必要があり、また、スポーツを通じての人間形成がとかく個人中心主義になりがちな現代青年の心の訓練にも役立つという目的が体育実技必修の意義として認められよう。

しかしながら、現実には保健の講義は大人数制で行なわれ、実技の時間は当初の目的とは異なりレジャータイムとして浪費されているという事実

がある。また、担当する教官の任用条件に、論文数が重視されているためもあって、優れた実技指導者に欠けるという側面もある。

一般教育を抜本的に検討する際に、これらの要因を解析することも避けて通れないであろう」。

(6) 臨時教育審議会（臨教審と略す）第二次答申

1986年（昭和61年）に示された「大学教育の充実と個性化」の中で、保健体育科目に関しては次のように述べられている。

「現代の青年の基礎体力の充実や心身の積極的な鍛錬の重要性は今日ますます高まっており、大学における体育については、視野を授業としての体育のみに限定せず、課外のスポーツ活動、さらには社会体育との緊密な連携のもとに設計すべきである。保健の教育内容も単に健康の維持増進にとどまらず、技術的文明社会の中での人間の心身の在り方について認識を深め、人間性を豊かに発展させるための基礎を与えることを目指さなければならない」。

これは、大学の教科体育の重要性を示したものとして受けとめることが出来るが、大学制度の大綱化・多様化を目指している臨教審の基本姿勢、つまり、教科体育の必修制については各大学で個別に検討すべしとする意向には変化が見られない。

(7) 臨教審第三次答申

1987年（昭和62年）の答申では、特別に一章を設け九頁にわたる「スポーツと教育」についての見解を披瀝している。

ここでは、スポーツ活動は人間のもつ重要な文化財であり、かつ、健康・体力の維持・増進だけでなく、その教育的機能を含めて人間の一生に欠くことの出来ない基本的欲求であるとする認識にたって、スポーツ活動の重要な役割が力説されている。以下にその要約を箇条書きにして示すような資質を得ることは、他の社会生活に好ましい影響を与えるとしているのである。

- イ 身体や精神力を鍛える。
- ロ 競争的、克服的楽しみを味わう。
- ハ 社会的・国家的交流を深め、友好と親善に寄与する。
- ニ 他者との公正な競争、味方との協同を通して、ルール遵守、役割分担機能を学ぶ。

この理論背景として次のような点をあげている。

科学技術の進展が日常生活の中から単純労働を減らし、余暇をもたらした反面、心身のトレーニング的要素を激減させ、都市化と進学競争の激化は、遊びと仲間と共に生きる意識を減少させたこと。さらに、社会の機能分化や労働の分業化、高度管理化に伴い精神的緊張が高じていること、高齢化社会の進展に伴い生涯にわたる自己実現に対する意欲の高まっていること。そして、この傾向は将来的により高まることはあっても、減少することは考えられないから、スポーツ活動の重要性はますます高まると同時に、多様化もまた進むと予測している。

従って、「高等教育においては生涯スポーツの重要性を理解し、その実践方法を身につけ、生涯スポーツの中でひとりひとりが健康で明るく一生を生きぬく力を身につける必要がある」と述べるのである。

また、競技スポーツの在り方については、「その成果は国民一般、特に青少年のスポーツに対する意欲をかきたて、スポーツ活動の普及・振興に好ましい影響をもたらすと共に、民族・社会の活力を増大させるのみならず、競技スポーツ選手の身体運動の医・科学的解明は幼児から高齢者までの行動体力の向上に積極的な貢献をもたらす、とする基本認識の立場から、国・地方公共団体、さらには民間のはたすべき役割の重要性と、スポーツと人間についての医・科学的、総合的研究の振興、スポーツ活動の意義、役割を明らかにすべきである」と述べている。

特に、学校体育に関しては、生涯スポーツ、スポーツの生活化を推進する観点から、その内容を見直すべきであるとして、「この際、学校においては、基礎体力、基礎運動能力の向上を図ると共に、学校生活を終えて社会にでた後においても、継続してスポーツ活動を楽しむことの出来る技能や

態度などの育成を図ることについて配慮する」としている。なお、教科「体育」については、「スポーツ教育」に改称してはどうかとの考えもあるが、これについては、その教育内容を検討したのち、それにふさわしい名称を考慮すべきであると述べている。

その他、生涯スポーツの推進、競技スポーツの向上、スポーツ医・科学の研究の推進、スポーツ振興推進懇談会の設置等、について詳細な各論が述べられているが、煩雑を避けて重ねての記述は行なわない。

この答申の内容と、大学の教科体育との関連を考えたとき、三つの重要な基本認識に思い至る。

イ スポーツ活動は人間のもつ重要な文化財であり、その教育的機能を含めて人間の一生に欠くことの出来ない基本的欲求であること。

ロ いかなる年代の人間にとっても、スポーツ活動を楽しむ権利があること。

ハ 社会にでた後も、継続してスポーツ活動を行なうためには、スポーツの楽しみを体得し、その重要性を理解し、実践方法を身につけ、健康で明るく生きぬく力を身につけ、活力ある社会を創る基礎とする。

然し、これが直ちに大学の教科体育が必修科目であることの理論的背景となっていると考えているのではない。あくまでも、大学におけるスポーツ活動の意義を述べ、現在直面している問題、つまり教育の内容を、より高度化させることに対する答えの一部として述べたものである。必修制については、後で詳述できるであろう。

(8) 臨教審第四次答申（最終答申）

ここでは、大学体育に直接的に関連する事項は何も述べられていない。心身の健康の充実に資するために、文化やスポーツの振興が重要との認識から、教育行財政、文教行政に関する提言が注目される。ただし、以後の高等教育の在り方に関しては、「わが国の高等教育の在り方を基本的に審議し、大学に必要な助言と援助を提供し、文部大臣に対する勧告権をもつ恒常的な機関として大学審議会を創設する」として、さらに具体的な大学

の多様化を推進する方向を示している。

(9) 大学審議会答申

1991年（平成3年），臨教審の提言に基づいて大学を始めとする高等教育に関する基本的事項を調査・審議するために設置された大学審議会は，「大学教育改善について」の答申を発表した。

これは，学術・文化の向上に資し，豊かで活力ある社会を形成するための大学の役割が，今後ますます重要になるとする基本的認識にたって，各大学がそれぞれの教育理念に基づく特色ある教育を実施し得るように，以下のとおり方策を提言しているものと考える。

- イ 大学教育の基本的枠組みを定めている大学設置基準を大幅に簡素化・大綱化すること。
- ロ 各大学において教育研究の不断の改善努力を促すために大学の自己点検・評価システムを導入すること。
- ハ 生涯学習などの要望に柔軟に対応し得るように履修形態等の弾力化を図ること。

ここでは，特色あるカリキュラムの編成と柔軟且つ充実した教育組織の編成，学生の学習の充実，一般教養と専門教育の改善，多様な学習機会の提供，などが大学教育改善の方向として示され，社会の求める優れた人材の育成を意図した提起と受けとめることが出来る。

- この中で，特に保健体育に関連する事項を摘要すれば以下の通りである。
- イ 学生の学習の充実には，流動的で複雑な社会や，学術の新たな展開，国際化・情報化の進展に適切に対応し得る，知的・身体的能力の育成が重視されるべきである。
 - ロ 大学生活全体を通して，学生の心身の健康の保持・増進に一層努めること。
 - ハ 学生の学習活動や快適な学生生活への配慮という観点から，大学の学習環境の整備をすすめることが重要であり，このため，付属図書館の機能の充実，体育館を始めとするスポーツ施設等の整備が一層重視

される必要がある。

大学設置基準を大綱化するにあたっては、一般教育の理念や目標と実際の授業との間の乖離や、専門教育との有機的関連の欠如が指摘され、以下の三項目に分けて詳細に述べられている。

教科体育が一般教養の範疇に含まれるかどうかについては異論もあるが、指摘されている内容には、教科体育の必修制とも関連があると思われる所以、ここで隨時、私見を交えながら、簡単に触れておこう。

1 教科内容・方法に関する事項

「大学が遵守すべきカリキュラムの枠組みを大学設置基準で細かく規定することは、大学教育の内容・水準をある程度保証した点で評価されるべきであるが、その反面、以下のごとき問題点がある。」

イ 自由で個性的なカリキュラムを設計できない。

ロ カリキュラムの在り方についての真剣な討議や改善の努力を怠らせる。

ハ 専攻分野別に区分が異なるべきではないか。

二 一般教養の理念・目標を実現するためには授業科目区分を設定して教育するという方法のほかにも大学の創意工夫によるいろいろな方法があるのではないか。

ホ 大学教育は四年間の教育全体を通して行なわれるべきであり、専門教育についても大学の目的や一般教養の理念目標とするところに留意して教育が行なわれるべきである。

従って、以下の方向で改善する必要がある。

イ 開設授業科目については、科目区分を設けないこと。

ロ 大学は当該大学・学部・学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成すること。

ハ 教育課程の編成にあたっては、学部等の専攻に係わる専門の学芸を教授するとともに、幅広い教養、総合的な判断力を身につけさせ、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮すること。

二 このように大学設置基準上、開設授業科目の科目区分を整理することについて、これにより一般教育を軽視する大学が出てくるのではないかと危惧する向きもある。本審議会としては、一般教育の理念目標は極めて重要であるとの認識にたち、それぞれの大学において授業科目の枠組みにこだわることなく、この理念目標の実現のために真剣な努力工夫がなされることを期待するとともに、この点についての大学人の見識を信ずるものである。

木 一単位あたりの授業時間数として、講義は15時間から30時間までの範囲で大学で定める時間。実技は30時間から45時間までの範囲で大学の定める時間。また、授業期間は10週または15週を単位とし、外国語の演習、体育実技等の授業について教育上特別の必要がある場合は例外を認める。この例外を認めている趣旨は、これらの授業科目が比較的短期間に集中して履修することで高い学習効果が期待できることから、集中講義、実技の合宿など短い授業期間で授業を実施し得るようにすること。しかし、大学の現場では、必ずしもその趣旨が十分に理解されていないのが実情である。

2 組織・編成に関する事項

「大学の教育研究上の基本組織は、専攻により組織される学部を原則とし、教育研究上の目的を達成するため有益且つ適切である場合には、学部以外の教育研究上の基本となる組織をおくことが出来る」。

これは、教育組織と研究組織とを分けることの可能性を示唆したもので、他の専門分野との協力や新分野の開拓、幅広い基礎教育の実施、等の要請に対応したものである。また、学部内においては学生の履修コースに重点を置いた教育上の組織である課程を設け得ることが規定されている。これは学部教育の多様な設計を可能にするための方策である。

その他、教員組織として授業科目区分ごとに必要専任教員数が定められ、一般教育と専門教育の担当教員が固定的に区分されている点に関して、四年間を通じての一貫したカリキュラムの編成、担当教員の固定化の解消が期待されている。

3 学習機会の多様化に関する事項

ここでは、コース登録・科目登録・昼夜開講とともに、大学以外の教育施設等の学習効果の単位認定が提言されている。他大学における授業履修による単位互換制度と同様な観点から、大学以外の教育施設等における学習効果であっても、大学教育に相当する一定水準以上のについては、各大学が教育上有益と判断した場合には、その責任においてこれを評価し、自大学の単位認定の対象とする制度であり、学則等で定めた単位認定の基準に照らして、学生の申請により学習効果の評価を行い、適切と認められる場合には、単位として認定してよいとするものである。ただし、この制度による単位認定の限度は三十単位までが適當とされている。

(10) 大学設置基準の改訂

1991年（平成3年）7月、以上の答申をふまえて大学設置基準が改訂された。これについては、ことさら述べる必要もなかろう。そこで、本稿もさらに先を急がなければならない。

（三）大学体育改革の基本的考え方

前章までに述べた、大学教育にかかわる中枢機関からの批判提言に対しては、当然のことながら、大学において体育科学の研究実践に携わる側からの、個人として、機関として、猛然たる反論が輩出した。その個々を紹介するゆとりはない。従って、ここでは大学保健体育担当者側からの代表的な主張を簡略に述べるに止める。

(1) 日本体育学会

1986年（昭和61年）、日本体育学会は大学体育問題検討特別委員会を設けて、「高等教育における保健体育の在り方についての提議」を発表した。

これによると、現代社会の機械化・都市化・管理社会化が進む中で、人間が心身ともにたくましく生存していくためには、体育・スポーツ活動が重要な意味をもつ、とする基本認識にたって、大学生は発育発達の完成期

にあって、知的吸収力のもっとも盛んなとき、と位置付け、こうした時期に、計画的・合理的な身体運動を実践し、健康や体力に関する知的理解を通して、身体や身体運動の意味を考え、健康・体力についての正しい認識とそのための行動を習得することは、社会のリーダーとして、国際人として必須な教養の一部であるべきなのに、現実には、大学生の健康・体力が、高校生より低下している事実を数値をあげて指摘し、大学教育のなかで保健体育活動を教科として行なわなければならない理由を、次のように述べている。

- イ 学生数に比して、指導者や施設が十分でない日本の大学の現状を考えれば、もっとも効果的・効率的・経済的な形態である。
- ロ これを課外活動にのみ委ねるならば、安きに流れやすい人間の性情と考えあわせ、一部のスポーツ好きの学生によって施設は占拠されてしまう。
- ハ そして、最も保健体育活動を必要とする学生たちを、その教育の対象から除外してしまう危険がある。

また、身体運動を自主的に実践している学生（課外スポーツ活動を行なっている学生を意味する）までを必修でしばる必要はないではないかとする意見に対しては、十分な知的理解のもとに合理的な運動をしているというよりは、むしろその逆の非科学的・非合理的な運動をしていることが多い現実を指摘して反論している。

教育のなかでは、制度的な制約は少ないほうが良いとする指摘に対しては、知育中心の大学教育のなかで、体育の重要性を制度的に示すことは、その大学や国の教育に対する姿勢を表すものとして、教育すべての在り方にとつて重要な意味をもつゆえに、基本的に必要なものは制度的に保証すべきであるとしている。

課外スポーツ活動については、強力な全学的組織をつくり、活動水準に相応した教育と管理の責任をはたすべきであるとして、専門の指導者・施設の充実を図り、大学教育の一環として、知的・科学的な活動の場として再生を図らねばならないとしている。

健康管理については、消極的活動から脱皮して、大学構成員すべての健康増進に働きかける機関となるべきであるとしている。

こうした改革を実現するためには、人的・物的な一層の充実が望まれ、快適なスポーツ施設は、運動意欲を高めるばかりでなく、安全管理のためにも重要な要因であり、地域住民のためにも、これらの施設を活用すべきであると述べている。

(2) 大学基準協会

1989年（平成元年）、大学基準協会は「保健体育のあり方研究委員会報告」を行なった。この委員会は、同協会が臨教審・大学改革協議会・大学審議会の動向をくんで、大学設置基準の検討をすすめる過程で、保健体育に関しては専門家を含めた別の委員会を設け、詳細な検討の要があるとの提議に応じて理事会によって設置されたものである。従って、この委員会での検討は、専門委員主導で行なわれたものとみてよい。しかし、ここでの検討は、新大学設置基準のなかには生かされなかった。それは、大学設置基準を大綱化する方向とは、別種の検討がなされたためである。

つまり、この報告では、大学における保健体育科目設置の趣旨は、学術の教育研究は健康な精神的・身体的条件との基本的な関わりのもとで進められるべきもの、とした基本的立場に立って、設置基準の保健体育科目に関わる「各条の問題点」を指摘し、それぞれに意見を付したものである。これは、大綱化された新大学設置基準のもとでは、「各条の問題点」は改めて各大学で別個に検討し直されることになったために、単に問題点を指摘するだけに止まってしまったが、ここでの論議が、各大学での保健体育科目の在り方を検討する場合の起点になることは明らかである。

ここでの問題の受けとめ方は、総論としては、新制大学発足以来の保健体育科目の教育的效果を評価したうえで、一部の大学においてのみ、旧制大学時代の専門教育中心意識のもとに、保健体育科目を軽視し、形式的な授業を開設して事足りりとしたり、対外的スポーツ活動のみに偏ったり、健康管理のみに終始したりする現況が、その存在意義を疑わしめる批判的

意見となつて表出したものと述べている。

従つて、ここでは大学設置基準の改訂は望ましくないとする立場が極めて鮮明に表れている。即ち、大学において保健体育科目を必修とすることは、同科目的趣旨・目的から絶対に必要であるとする立場である。

この報告は、保健体育科目の本来の意義は、身体と運動とのかかわり、環境衛生、健康と体力、等についての科学的な基本理解を習得し、その実践を通して、非健康的要因の増大する現代ならびに近未来の社会での生涯にわたる健康・体力の維持・増進をはかり、これによって、大学における専門教育の成果を、社会に対して、より確実に進展せしめるための条件を具えると同時に、スポーツ・身体運動の楽しみ・喜びを体験し、これと共に社会的・道徳的精神を涵養するところにある、と述べている。

そして、ともすれば相互の関連の薄かった、授業における保健及び体育の理論と実技とを有機的に結合させることへの真摯な努力が不可欠であるとして、いくつかの提言を行なっている。以下に、箇条にして示そう。

- イ 教員の資格として、特殊な技能に秀で、教育の経歴のある者であれば、研究業績がなくとも大学の教員として任用してよいとする規定は不要である。
- ロ 定期的実技と集中的実技の併用、ただし施設・設備の不備を補うというような消極的理由で導入してはならない。
- ハ 課外スポーツ活動も責任ある体制のもとで内容の充実したものであれば、正課（教科体育）に代えて単位を認定してよい。
- ニ 社会体育活動を正課（教科体育）に代えることは、通信教育は別として、現時点では無理である。

(3) 日本体育学会・全国大学体育連合

1991年（平成3年）7月、大学設置基準が改正されたのをうけて、日本体育学会と全国大学体育連合は連名で、先に述べた「高等教育における保健体育の在り方についての提議」を国公私立大学学長・法人理事長宛てに発した。これは先の提議が大学審議会委員宛てであり、一般教育等の改革

にあたっては、大学人の良識を信ずることによる。

ここでは、「保健体育科目は心身の健康保持・増進にとって代替することができない科目であり、健康や身体活動に関する正しい知識の教育やスポーツ活動による働きかけは、改正された設置基準の幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養する科目として欠かすことのできない科目」として位置付けられ、新しい教育課程の検討にあたっては、条文の文章上の表現にとらわれることなく、大学設置基準改正の基礎となった「審議の概要」や「答申」の内容に十分配慮すべきであるとして、以下の点を強調して述べている。

イ 大学教育では知的・身体的能力が重視されるべきであること。

ロ 学生の心身の健康の保持・増進に努めること。

ハ 一般教養等の理念・目標は極めて重要であること。

二 スポーツ施設・設備を充実すること。

そして最後に、大綱化された大学設置基準が実施段階に入ったとき、その理念以外のさまざまな力関係が働き、必要な部分までが切り捨てられてしまうことに、多大の懸念を抱いていることを表明している。

これまで述べてきたのは各機関の総論的な意見である。それとは別個に、大学の教科体育にたいして、より具体的に方向性を定めて改革を行なうべしとする、いくつかの提言があった。次にそのいくつかを紹介しよう。

(4) 健康科学教育への改革

1988年（昭和63年）、国立大学協会は「教養課程に関する特別委員会」を組織して、教養課程の改革にむけての報告を行なった。そのなかで、教科体育について次のような提言を行なっている。

「大学生には、その生涯に役立つ成人教育の視点が必要であり、単なるスポーツの場の提供であってはならない。したがって、これを健康科学教育と改称し、各人の健康成就のための実践の機会として、保健・運動処方・健康処方・トレーニング・競技力向上コースなどのような目的別コース

として提供するのがよい」。

これは、京都大学教養部保健体育学教室、名古屋大学総合保健体育科学センター、九州大学健康科学センター、大阪大学健康体育部、山口大学保健体育教室などで主唱され、実践されている。しかし、この実践には医学的立場からの全面的協力がなければならないこと、また、ここでは体育実技を健康科学実験演習として位置付けているが、われわれの食事が栄養学の知識とその実践だけではないように、継続して身体運動を行なうためには、人間固有の文化としてのスポーツ活動が保有する、競争と協同に伴う喜び・楽しみ・快さなど、行為に付随する人間的感情の体得や技術的発展を伴うことが不可欠の要因であり、スポーツの内在的価値にもっと注目すべきであるとするのがわれわれの立場である。

(5) 生涯スポーツへの改革

1989年（平成元年）、保健体育審議会は「21世紀に向けてのスポーツ振興政策」を答申した。これは、文部大臣の諮問に応じて編成された特別委員会であって、1968年（昭和43年）に答申された「体育・スポーツの普及振興に関する基本方策について」をうけたものである。

ここでは、「スポーツは、個々人の心身の健全な発達に資するとともに、明るく豊かで活力に満ちた社会の形成に寄与するものであり、また、世界共通の文化のひとつ」と位置付ける。

そして、スポーツ活動の意義を次の四項目に集約して述べる。

イ 人間は、生命を維持し、生活していくために必要な行為をするだけでなく、人生をより豊かに、充実して生きるために、様々な身体的・精神的欲求の充足を求めるものであり、その中から様々な文化を創造してきた。

スポーツは、肉体的存在である人間の、体を動かすこと自体に対する本源的な欲求にこたえるとともに、爽快感、達成感、知的満足感、他者との連帯感等の精神的充足や楽しさ、喜びを与え、また、健康の保持増進、体力の向上、青少年の人間形成等にも資するなど、心身の

両面にわたって働きかけをするものである点において、人類の文化の中でも極めて重要なものの一つである。

口 従来、人々の生活環境の中には運動する場所が数多くあり、また、無意識のうちに運動する機会が存在していた。それはまた、他人や自然との触れ合いの場でもあった。しかしながら、近年、都市化、生活の便利化等により、身体的活動の機会が減少するとともに、社会の複雑・高度化、高齢化、経済的・物質的な豊かさの追求など、社会環境や価値観が変化する中で、改めて心身の豊かさ、健やかさが問われている。

このような現代社会に生きるすべての人々にとって、心身の両面に影響を与える文化としてのスポーツは、心身ともに健康で活力ある生活を営んでいく上で欠くことのできないものとなっており、都市化の一層の進行、情報化の進展などが予想される21世紀の社会において、ますますその重要性が高まるものと思われる。

障害児をふくめすべての人々が生涯のいつでも楽しめるスポーツの推進は、このような意味で極めて大きな意義を有している。

ハ また、スポーツは、人間の可能性の極限を追求する営みの一つである。この意味において、競技スポーツにおける選手たちの極限への挑戦は、先端的な学術研究や芸術活動と共通する大きな意義ある文化的行為であり、見る人にも大きな感動や楽しみ、活力を与えるものである。

ニ さらに、スポーツは、同一のルールの下で行なわれ、言語の障壁を超えて世界共通の文化として諸国民の相互理解を増進し、友好と親善を深める上で極めて重要な役割をはたすものである。

生涯スポーツ活動としては、以下のとく意義付ける。

「国民の一人一人が日常生活のなかで、生涯にわたり積極的にスポーツに親しむことは、健康の保持増進と体力の向上に役立つだけでなく、明るく豊かで生きがいのある生活を営む上で極めて重要である。今後、高齢化や

都市化が進行し、健康に対する関心が高まる中で、このような生涯スポーツの重要性は今後ますます高まるものと考えられ、その充実のための諸条件の整備が望まれる」。

高等教育における教科体育については、以下のとく提言する。

「高等教育における保健体育は、生涯スポーツの一環として学生の心身の調和のとれた発達を促し、また、健康やスポーツに対する科学的理験を深める上でその意義は大きいものがあるが、教育内容、指導方法等については必ずしも十分でない面も見受けられ、今後積極的な研究・改善が望まれる」として、「理論と実技の有機的な結合を図り、生涯にわたって自らスポーツに親しむことのできる能力や態度を育成する方向で、各大学においてその在り方を検討する必要がある」と述べるのである。

また、課外のスポーツ活動についての提言は以下のとおりである。

「学生生活を豊かにするとともに、生涯にわたって親しむことのできるスポーツを見出だすこととなるものであり、同好会等の活動も含めて、各大学においてこれらの課外のスポーツを助長するための条件整備に積極的に取り組むことが望まれる」として、「伝統的、経験主義的、精神主義的な指導に依存することなく、スポーツ科学分野の研究者に恵まれているという大学の条件を生かして、技術、体力、心理面の指導を担当するそれぞれのコーチやスポーツドクターなどとの協力体制を整え、科学的な根拠をふまえた指導に努めることが肝要である」。

この答申は、行政の諮問を受けて審議されたものであるから、当然その内容は、スポーツ行政に関する提言を主としたものになっている。従って、中心的審議課題はスポーツの施設・設備・組織・資金であるが、その現状分析とスポーツ振興のための基本的方向の定め方には注目すべき点が多い。特に、従来、とかく別個のものとしてとらえられてきた、社会スポーツと学校スポーツとを、生涯スポーツの立場から明確に結ぶべきであると

した提言は評価してよい。

生涯スポーツの主張は、1966年（昭和41年）、ヨーロッパ会議において定式化され、1975年（昭和50年）、ヨーロッパ会議が定めた「みんなのためのスポーツ憲章」で極めて明確に表現されている。

当然のことながら、この憲章は生涯スポーツについてのみを定めたものではない。スポーツは人格の発展と表現の手段としての社会的・文化的特性をもつことを基本的認識としていることはいうまでもあるまい。

ヨーロッパ会議の目的は、次のような共通の目標を追求することによって、構成諸国が壮大な統一を成し遂げることにあるとして、次のように述べる。

イ　これまで継承してきた理想や原理を守り、実現する。

ロ　経済及び社会の進歩

ハ　ヨーロッパ文化の保護・育成

そして、そのためにスポーツを以下のとく位置付ける。

イ　個人と社会の発展を進めてきたスポーツの、数々の貢献に注目した。

ロ　人々の身体及び精神の福祉にとって、一定量の身体活動が必要であること。

ハ　激変する現代社会、余暇の増大・都市化・技術進歩は自然環境から人間を隔離するが、そこではスポーツが広く一般の関心を集め、特別な価値をもつ。

「みんなのためのスポーツ」の一般的な目的は、あらゆる者（男女及びすべての年令集団）が生存に必要な身体的・精神的な力を維持し、人類を退歩から守ることであるとして、スポーツへの参加の意味は、各人各様であつて、多様に分化した目標や満足を求めるることは当然のことである。こうしたスポーツの機会を備えていない社会は、重要な点で欠陥があるといわざるをえない、と述べている。

ここに集大成されたスポーツの理念の底流には、イデオロギーの対立、オリンピック問題、アマチュアリズムやコマーシャリズムの問題などを含めて、新しいスポーツ観がある。それは、スポーツを享受することは国民

一人一人の基本的権利であるとする考え方である。従って、新生ドイツに見られるような、体育科教育からスポーツ教育への転換は、その名称変換にとどまらず、従来の学校スポーツに付随していた手段的価値の追求から脱皮して、スポーツ固有の価値を追求することを目的とすることを意味する。

わが国においては、体育的事象とスポーツ的事象を包括した大概念としての「体育」という言葉と、身体活動を通しての教育という文字どおりの意味での「体育」という用語が混同して使われることが多く、スポーツ教育という概念が展開しがたい状況にあることは周知の通りである。

しかし、スポーツはそれぞれ固有の文化的背景をもつものであるから、文化的事象として教育素材に供すべきであるとする主張は、特に高等教育段階における教科体育を考える場合に注目しなければならない点である。

1978年（昭和53年）、第20回ユネスコ総会において採択された「体育・スポーツに関する国際憲章」では、誰でも自由に身体的・知的・道徳的な能力を発展させ保持することができることを基本理念として、「体育・スポーツの実践はすべての人にとって基本的権利である」と高らかにうたい、「体育・スポーツを通じて身体的・知的・道徳的能力をのばす自由は、すべての教育体系及び社会生活においても保障されなければならない」として、スポーツ文化の広い人格権認識を示していることは注目すべきである。

(6) 身体運動科学への改革

身体運動と人間との多様なかかわり合いが、実は生物的及び文化的人間としての営みと結びついているとする認識から、大学の保健体育科目を身体運動科学へ改革すべきであるとする主張がある。

1989年（平成元年）、「体育の科学」、第三十九巻、第一号にて、東京大学の小林は「大学教育と保健体育科目」と題して、大学体育のこれまでの経緯を簡略に述べ、あわせて現状分析と将来展望を以下のごとく語っている。

健康科学教育の提唱に対しては、体育と医学の相互の正当性の主張は、

勢力争いにも似て、その主張のいずれかに偏って、自らの進路を見誤ってはなるまいとして、体育学と医学は相互の尊重のもとに協力体制を、個人として組織として確立すべきであって、これなしには、体育学のもつ非常にすぐれた独自性は確保できない。健康指向の背景には、医師過剰時代の到来とともに、医師にとって健康という分野が未開拓であるために、その場を大学教育のなかに求めたものであるなら、新たに「健康教育」を創設すればよいのであって、大学体育を健康一色に染めなおす必要はあるまいと述べる。

体育が大学アカデミズムにとつて異質であるとする認識に対しては、これを主張する大学関係者の体育に関する感覚は、時として以下のようなことがあり得ると指摘する。

イ 軍事教練の自己体験と重複してしまう。

ロ 旧制高・大学の運動部活動の体験に影響される。

ハ 新制大学の体育体験が快いものではなかった。

ニ 単なる体育嫌い。

ホ 現在の体育の研究水準に暗い。

そして、このことは、若い頃の身体運動の経験は、身体や頭脳にしみ込むほどの強い影響力を保有させ、思考性までを左右することは、注目すべきであると述べる。

大学のアカデミズムは固定的なものではなく、時代の推移とともに変化するとした基本認識の立場から、身体はアカデミズムを支える頭脳・感覚・精神活動の基盤となると同時に、体育それ自体が、アカデミズムを形成する純粋な要素の一つとして、尊重されなければならぬのは時の必然である、と述べる小林の主張は、共感を以て迎えることができる。

体育はその教科でなければならない独自な価値をもっている。また、身体運動は人間の本性に根ざした活動性の表出である。

従って、これを評価することなしに大学体育を改革にむかわせることは、将来を展望するというよりは時代に逆行するものである、とする認識

は大学体育関係者の多くに共通するものと理解している。

大学体育の大きな役割の一つとして、生涯にわたって健康や体力の維持・向上をはかるための素養を高めることがある。これは、高齢者になったときの自己健康管理の方法を知識として習得するのみではなく、それぞれの年令の人が、体力水準や健康状態に見合った身体活動を続け、よりよい状態を保つことを意味する。

この身体活動の持続には、自然とのふれあいや、人間同志の交流、身体活動を行なうことによって体得する喜び・楽しさ・快さと、身体の動きの意識化が不可欠の要素である。小林はこれを「自己存在の再認識」と表現し、運動するよろこびを体得しない生涯教育は、理論としては存在してもその実践はありえないと述べている。

また、体力については、一定水準以上の体力を保有するようによることが卒業する学生に対しての体育科の教育的義務であるが、そのためにトレーニングを強制することがあってはならない。あくまで自発的運動であるべきで、それを可能にするためには、学生に選択の多様性をもたせること、つまり、実技種目を増加させることが大きなテーマであるとする。

多くの大学にとって、いかに選択種目を増やし、曜日・時限・担当教師などの制約を緩めて、学生の選択の自由を拡大する具体案を提示することができるか、が問題であることは、他教科との関係の中で解決しなければならない極めて重要かつ困難な課題となるであろう。

東京大学における将来構想は、この時点では不確定要素がおおく、体育科の将来計画の方向も定かではない。しかし、始めに記したように、身体運動科学として、発展して行きたいとする意図は明らかである。

1991年（平成3年）、大学審議会の答申を受けて、大学設置基準が大綱化されることが、事実上決定されたことに関連して、小林は再度「体育の科学」、第四十一巻、第二号において、「東京大学における保健体育科目の存続について」の意見を寄せている。

これは、大学における保健体育科目を定型的に保証した大学設置基準が大綱化され、今後は各大学の自主的な検討結果にまかされたことに対し

て、東京大学の動向が極めて大きな影響力をもつとした認識から発せられたもの、と理解している。

これによる結論のみを述べれば、東京大学の将来構想にもっとも大きな影響力をもつ、総長特別補佐を座長として各学部長クラスを委員とした全学的レベルの「教養学部問題懇談会」における論議の結果、「保健体育科目の存在意義は極めて重要であり、これまでの教育実績をふまえながら、今後なほ一層、保健体育の充実を図っていくことで合意がなされた」と理解する。つまり、今後は一・二年生を対象とするだけではなく、三・四年生に対しても何らかのかたちで、保健体育の指導を拡大していくことの可能性が示唆されているのである。

(四) 大学体育改革の方向

(1) カリキュラム全体における位置付け、内容

学校教育法第五十二条は、「大学は学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的・道徳的及び応用的能力を開拓させることを目的とする」と定めている。

これは、大学の使命が学問の教育・研究だけにとどまらず、知的・身体的能力の発達途上にある学生の人間形成に重要な役割をはたすべきものであるということを示唆しているものとかんがえてよい。

心身ともに健康な青年の育成をはかることが大学教育の重要な課題であるとする認識はすべての人々に共通したものとして理解してよいであろう。

従来、大学は学問の教授・研究を通して人間形成をはかってきた。しかし、学問の分野にも大きな変化があるとともに、そこに学ぶものを取り巻く家庭・学校・社会の状況にもまた大きな変化が起こっている。

大学教育を頂点とした競争本位の教育制度の枠組みのなかでは、学生たちの多くは人間の社会的行動能力の重要な部分を身につける機会を犠牲にして、受験競争を勝ち抜いてきたといっても過言ではあるまい。彼らの心中の深いところには、無機的な点数の多い少ないによって表現される学業成績の如何によって、その進路が決定されることに対する、恥じらいや悲

しみ、怒りや欲求不満が渦巻いている現実があることに注目する必要がある。

従って、大学はそこに学ぶものの教育を、もっと大きな視野でとらえるべきである。入学試験は、ともすれば当該年令以下の学校の教育内容に大きな影響力をおよぼす危険性をはらんでいる。いわゆる偏差値教育の中では、人間としての生き方を学ぶ余裕もなければ、自身の世界観・人生観を形成する余裕も生まれまい。豊かさ・便利さ・自由さの増大は、成熟化への過渡期にある青年の心身の健康に問題をなげかけ、自我の形成のおくれをもたらすことはよく知られた事実である。

また、そのような教育の過程を経て進学してきた青年が、大学教育において、いかに高度な専門的知識を身につけてようとも、人間的活力、人間的魅力といった側面を有効に育てることはできなかろう。いづれに偏することなく、主体的に行動できる心身ともに健康な人間が多く集うことが、活力ある社会を形成する最大の要因となるのではなかろうか。

われわれはスポーツ文化の保有する教育的価値を内在的ものと外在的なものとに分けて考える。従来の学校体育においては、外在的価値の追求が主であり、その陶冶課題は極めて拡大され、愛国・国防というイデオロギー的従属にまで利用された時代もあった。

今日では、身体活動そのものが、人格や精神的・知的能力の発達にプラスの影響ばかりをもたらすとは限らないこと、教科体育が体力の発達におよぼす影響力に限界があることはよく知られており、その活動のやり方に問題があるとする理解は共通のものである。

一方、スポーツ文化のもつ内在的価値はますます貴重なものになってきており、ヨーロッパ等ではすべての国民の基本的権利として認知されるまでにいたっていることは前述したとおりである。そして、もっとも重要なことは、スポーツの内在的価値を狭い範囲に限定しないことである。スポーツがすべての者にとって同じ意味をもつことはあり得ない。また、誰にでも通用するスポーツの意義は存在しない。スポーツの重要性は、それがさまざまな人々に対してそれぞれ異なった意義をあたえ、また一人の人

間に対しても年令に相応した意義をあたえ得ることにある。

従って、大学教育においても、その成熟段階にふさわしいスポーツ活動の機会と場を提供しなければならないことは、そのための条件設定が個人の能力をはるかにこえている現実をみれば議論の余地はない。

スポーツは本来自由で自主的な身体活動であるから、大学においては、学生の自由で自主的な活動に任せればよいのであって、敢えて教科体育として開講する必要はないとする主張がある。

しかし、われわれの大学の教育的側面には、先に述べたように多くの学生の心身は未成熟であり、自主的研究やスポーツを行ない得るための施設はあまりにも少ないことを前提として、その教育課程を構成しなければならない弱点がある。自主的な身体活動を行ない得る学生は極めて少なく、その少数の活動的な学生によってスポーツ施設が占拠され、大部分の本当にそれを必要とする学生の機会と場が失われてしまうことになる。それは、身体活動を行なうこと方に付随する面倒さ、つまり活動場所を確保し、更衣を行なうこと、仲間を探すこと、審判を割り当てる、万一の怪我に備えること、用具を購入すること等など、煩雑さが付きまとことと、心中に兆している身体活動への欲求とが相殺されることになるのである。

われわれの主張する教科体育は、スポーツの機会と場を、最も効果的・効率的にすべての学生に対して提供できる方法を模索しつつ、現状にいたっているのである。

また一方では、スポーツの文化的価値を評価して、大学教育の教育課程に組み込むことには異論はないが、必修科目とするのはどうかとする主張もある。

われわれは、先にスポーツの教育的価値を内在的・外在的に分別して示した。その内在的価値は、スポーツ活動を共通の基盤のうえで、継続的に行なわなければ形成されることはない。そして、その内在的価値を形成する機会と場を、すべての学生に平等に提供し、動機づけ、技術的展開をはかり、喜び・楽しさ・快さを体験する機会を提供し、生涯を通して自己の生活のなかに定着を図るために、教科体育としての様式がもっとも効果

的であり、効率的である。必修制の意味は、自身のスポーツ活動や身体運動の価値をよく認識し得ないでいる学生にたいして能力を発揮するための科学的基盤を与える、よりよい実践の場を提供し、さらにはスポーツを苦手とする学生、そして心身の健康に問題をもっている学生にたいしても多彩なプログラムをもってその対象として、生涯的継続への断絶を防ぐことができるからである。これは大学進学を前提とした高校までの教科体育では、なし得ないことである。

教科体育が教育的効果の向上をはかるためには、スポーツ施設・設備を拡大・充実しなければならない。そうでなければ、教育理念とは別の次元で、学生のスポーツ実践の意欲を奪うことになる。

要約して、教科体育必修制の意図を示すと以下の通りである。

- イ スポーツは、生涯を通して、継続的に行なう必要がある。
- ロ その内在しがちな身体運動に対する欲求を積極的に引き出す。
- ハ 他の必修科目におされて選択の余地がなくなることを防ぐ。
- ニ 効果的・効率的施設の利用を図ることができる。
- ホ 管理者にとって都合のよい方向へ縮小・廃止される可能性を減少する。
- ヘ 選択制に変更すると、その軽視と欠陥が大きくなる。

(2) 学習内容の充実

われわれが、いかに教科体育の必修制を声高に唱えても、提供できる学習内容が充実していないければ、それは単なる自分たちの立場を守るための強弁にしか過ぎない。

大学教育にふさわしい学習内容を備えた教科体育であるためには、まず、理論的側面とその実践との融合を図らねばならないことは、これまでにもたびたび指摘されてきたとおりである。

本学においては、当初、体育理論・保健理論・体育実技として、それぞれを別個の教科目としてクラス別に開講していた。しかし、それでは学習内容の充実が望めないとする指摘を受けて、保健体育科目としてこれを統

合し、二年次生にスポーツ種目の選択制を取り入れ、暫時、この幅を広げながら今日に至っている。

しかし、スポーツの文化的側面や自然科学的検討を含めた理論的学习よりも、生活環境に身体活動の機会が減少していることを理由として実技時間が多く望む学生の増加や、またその逆に、より高度な先進的スポーツ科学理論の習得を希望する競技スポーツを志す学生の出現、技術・体力の習得段階に極めて大きな段差が目立つために身体活動に消極的な学生が増加してきている等、教科体育の学習内容に対して多様化が望まれるにもかかわらず、それらの要望に対応しきれずに、どうしても平均的な学習内容になりがちだとする反省もあった。

そこで、われわれは学習内容を目的別に分別して提供できる教科体育を提案したい。

自主的な身体活動を志す学生に対しては、強力な全学組織を構成し、活動水準に相応した指導と援助を与えることは、大学としての責務である。自主的な活動は学生の自治にまかせてよいとする考え方には限界がある。大学における課外活動を、大学教育の一貫つまり教科体育の一部として位置付け、大学にふさわしい知的な科学性のある活動の場とすることが急務である。これには急増する身体活動を目的としたサークル活動をも含んだ組織づくり及び財政的基盤の確立が不可欠の要因である。

特に問題となる点は、財政的基盤を確保できるかどうかである。現在の学友会費の代理徴収制には、問題が多いことは周知のことである。そこで新たに大学の予算として、体育・スポーツ活動を統括した財政基盤を確立し、それらの管理運営を含めて新たな組織づくりを図るべきである。

これらの、自主的な身体活動のできる学生にあっても、トレーニングに関する科学的知識はきわめて乏しい。従って、これらの学生に対しては、体力・技術についての徹底した基礎的なトレーニング理論、栄養・運動障害などのスポーツ医学部門、人間関係・リーダーシップなどの心理学部門、社会との関わりを含めたスポーツの文化的側面からの理論的学習等を学ぶことがきわめて重要である。

また、受験競争やその他の生活環境の急変によって、スポーツや体育的実践の機会を失ってしまい、知らず知らずのうちに、生活習慣としての身体活動から遠ざかる学生が増加してきていることも事実である。これらの学生に対して、身体運動についての文化的・科学的立場からの基本的理解を習得し得るようなプログラムを設定し、身体運動の楽しみ・喜び・快さを体験させ、それを生涯にわたって生活の一部に組み込むことができるよう以し、活力ある社会を創造する能力を形成し得る学習内容を構成しなければならない。そのためには、従来の教科体育の学習様式に準じた方式をも設定しなければならない。

さらに、心身に何らかの問題を抱えている学生に対しての対策を講ずる必要がある。消極的な健康管理から脱皮して、医学的側面からの支持を受けながら、生活のなかで健康に関連した諸要因をよりよい方向に変えていくためのプログラムを設定し、積極的な健康管理を展開しなければならない。

また、スポーツ種目によっては、その実施できる季節が限定されているものや、集中して技能を獲得することが求められるものがある。これらを積極的に授業内容に組み込むことが可能となるならば、身体活動に消極的な学生に対して、強力な動機づけの素材となし得ることは確実である。

(3) 一般教育との関連、教職科目との関連

一般教育の理念・目標は、大学の教育が専門的知識の習得だけに止まらないように、学生に対して、学問を通して広い知識を身に付けさせるとともに、ものを見る目や自主的・総合的判断力を養うことのできる、心身とともに健康な青年を育成することにある。この理念が、大学教育全体のなかで実質的・効果的に実現できる教育体制を構築するためには、それぞれの分野を網羅した全学的組織のなかで、慎重かつ綿密な検討が行なわれる必要がある。

教科体育の立場は、スポーツ活動を対象として、その文化的・科学的な考究とともに、身体の教養として、意識された身体運動を身につけること

をも含んで、一般教育の重要な一分野であると考える。一般教育の改革を推し進める場合には、学部独自の創意工夫が尊重されることは当然のことではあるが、大学全体としての方向がまず定められねばならないであろう。従って、教科体育改革のためには、体育以外の一般教育担当者を含めた大学・学部に共通した確固たる組織づくりから出発することが肝要である。

大学審議会の答申では、一般教育の在り方について大学人の見識を信ずると述べているが、われわれもまた、成城大学が教育課程を改革することによって、教育水準を落とすことなく、より高度で多様な学習内容を提供できることを信じているのである。

一般教育の枠組みに大きな変更が生じた場合には、教職課程の教科目にも変更の生ずる可能性がある。しかし、いかなる変更であっても教職課程では教科体育の実技を必修しなければならない。将来の教職を考慮すれば、さらに多くの教科体育を履修することが望ましいのである。

(4) 多様化への対応

スポーツは、元来、私的な楽しみを追求する手段であり、営利目的や政治的目的を超越した場における遊戯活動であった。従って、わが国においても、当初は、スポーツの手段・費用・場所などは自弁し、自主的に運営することによつて成立した。学校においても、外見的には当局から何らの統制を受けることなく、学生の自治に委ねられてきたごとく見える。

しかし、富国強兵思想による国家主義的体育政策では、その外在的価値のみが強調され、国家による政治的利用の手段として、精神的にも経済的にも包括的に統制され、本来的な私的な楽しみの追求の自由は簡単に奪われてしまった。そこには自主的な自治活動としての基盤が生育していなかつたからである。

現在の都市化された社会状況の中では、スポーツを個人的な楽しみとして、自由な身体活動として許容する経済的基盤は一般的にはありえない。

従って、スポーツ活動を考える場合には、別の側面からの検討が必要となる。それは、スポーツのもつ教育的機能や日常生活の義務拘束から心身

を解放する機能に着目して、社会的にその経済的基盤を保障しようというものである。

1961年（昭和36年）に制定されたスポーツ振興法は、その精神を具体化したものである。これによると、スポーツのもつ文化的・社会的性格や機能が十分に理解されず、単なる娯楽としてとらえる現況認識にたって、学校や社会における体育・運動競技・レクリエーション活動の目的達成に必要な諸条件を整備することを目的として国の体育行政をすすめるべきであるとしている。

つまり、スポーツは人類の豊かな生活に不可欠で、継承しなければならない運動文化であるから、国家や社会は制度としてこれを保障すべきであるとしているのである。

近代スポーツの多くは、その成立の過程で道具や施設に多額の経費を必要とし、計画的に行なわれるようになってきた。従って、その物的条件の整備がなければ自主的活動を行なうことができないから、これを公共的に提供せざるをえないるのである。

また、継続的にスポーツ活動を行なうためには一定の技能を習得しなければならない。これは基本的な技術指導の必要を意味する。自己学習によってあやまった技術や方法を身につけることは、身体をそこなう危険があるばかりでなく、スポーツへの関心を失うことにもなる。

われわれは、これまでに述べてきたごとく、学生に提供するスポーツ種目を多様化することによって、その生涯を通じての継続や喜びにつなげることができると信じている。しかし、いままぐに、そのための施設の提供を大学に求めることはできない。健康で快適なスポーツ施設は運動意欲を自然的に引き出し、高い教育効果をあげ、安全管理のためにも必要なことではあるが、多額の財政的負担をも伴うものだからである。

従って、少ない施設を最大限に効率的に活用しようとする残された唯一の手段が現行の教科体育の様式である。

しかし、公共的スポーツ施設の利用や、商業的スポーツ施設の利用が可能であるならば学生の参加できるスポーツ種目は、その経済的負担を別に

すれば、飛躍的に増えることになる。これらの活動を正しく評価することが可能であるならば、学生の申請をしかるべき機関で審査し、それを教科体育に代わるものとして便宜的に認めることができる。しかし、この方策には問題が多いから、実技面にのみ限定しておくことが肝要である。

(五) 大学体育改革の具体的方策

(1) 教育内容、方法

選択必修制とする。卒業するのに必要な単位数は四単位、実技と理論に区別しない。学生は保健体育科目として開講されているものの中から、四単位以上を修得する。

四単位をこえたものは、さらに四単位までを限度として卒業に必要な単位として認めることができる。

基礎スポーツ科学講座の受講者は定期的なスポーツ活動を行なっている学生に限定する。学外での活動については審議して定めるが、スポーツ指導者としての立場をもふくめてよいであろう。

授業は男女共修を原則とする。

開講科目（例）

科 目 名	学 部	学 年	開講数	単位数	期 間	受講者	性 別
基礎スポーツ科学Ⅰ	法学部	1・2・3	2	2	半期	50	男女
基礎スポーツ科学Ⅱ	法学部	1・2・3	2	2	半期	50	男女
サッカー	法学部	1・2	4	4	半期	30	男女
バレー ボール	法学部	1・2	4	1	半期	30	男女
バスケットボール	法学部	1・2	4	1	半期	30	男女
バドミントン	法学部	1・2	4	1	半期	20	男女
卓球	法学部	1・2	2	1	半期	30	男女
レスリング	法学部	1・2	2	1	半期	10	男女
硬式テニス	経文法	1・2	1	2	全期	20	男女
軟式野球	経文法	1・2	1	2	全期	10	男女
ゴルフ	経文法	1・2	1	2	全期	20	男女
スキー	法学部	1・2	2	1	集中	30	男女
硬式テニス	法学部	1・2	2	1	集中	30	男女

成城大学の保健体育科目に関する一試論

水泳	法学部	1・2	1	1	集中	20	男女
計			20			910	
参考	平成三年度法学部一年次在籍者					310	
	体育会所属一年次生					96	
	平成二年度法学部一年次在籍者					260	
	体育会所属一年次生					54	

ただし、ここにあげた科目名はあくまで暫定的な改革案を示したものであって、担当教員や他学部、他学科目との関連などは考慮していない。これらは、関係者によって多角的・総合的に検討される必要がある。たとえば、学部枠にこだわらない教科課程を編成することも検討してよい。ここでは法学部としての立場からの改革案を示したが、この方策を拡大して三学部共通のものにすることは可能である。また、学部枠を外すことによって、開講種目はさらに拡大することができる。期間を半期としているのは、今後論議されるであろうセメスター制を考慮に入れている。

尚、受講者数とは一講座で受講できる最大学生数を示している。これはあくまで現況の体育施設を配慮した種目設定であり、受講者数である。開講種目には、基礎体力の強化に重点をおいたトレーニングコースや、室内プールでの水泳など、施設を拡充して行なわなければならないものや、施設・設備的にはエアロビックダンス・弓道・柔道・剣道・空手・合気道など指導者を補充することによつて可能となるものがあるが、いずれにせよ開講種目はでき得るかぎり多様化することが望ましい。

(2) 研究教育組織

われわれは、先に、教科体育の中には課外のスポーツ活動や健康管理を含めて、全学的組織をつくり、財政的基盤を確立することの必要を述べた。現行のように保健体育科目を担当する教師が各学部に分属し、一般教育主任を中心として、教育研究活動や人事を学部枠のなかで行なうこととは、それなりに合理性があり、尊重しなければならない。

しかし、幅広い基礎教育の実施のために、学部以外の新組織を置くこと

が認められている新大学設置基準のもとでの課外のスポーツ活動や健康管理を含んだ新しい方式では、たびたび述べるように、学部枠にこだわらない別の全学的組織が必要であり、この組織は、多方面で従来の組織と活動が重なることが予測されるために、大学、各学部、教務委員会、厚生補導委員会等との関係を明確に規定することが肝要である。

課外活動や健康管理は、現在は厚生補導委員会の管轄に入っているから、その事務的管理機能は学生部によつて維持されている。また、教科体育の人事やカリキュラムについては、体育主任の主導する体育科会議（仮称）の議を経て、各学部の体育担当者から一般教育主任へ上程され、必要に応じて教務委員会で検討されたのちに、各学部で審議決定されている。

従つて、この両者の機能を合わせもつ新しい組織は、学長任命による体育部長の下に、各学部から教務委員、厚生補導委員、体育担当者、それぞれ各一名の委員をもつて構成する体育委員会を新たに設け、事務的管理には体育部として専任の職員を置き、体育・健康・スポーツのすべての事柄を統括する機関を設立することを提案したい。

この機関は、教科体育のカリキュラムの設定、授業時間割の構成、受講生の配分、集中講義の運営、健康管理、校内・校外競技会の企画・運営・指導、体育・スポーツのための施設・設備の管理、及びそれらに必要な財政面の管理、等々極めて多彩な業務内容が予想される。

教科体育を担当する教員の人事に関する権限は、当然のことながら各学部にあるが、現在の教員任用規則にある保健体育科目等の教員に対する、業績を免ずる特例条項（第五条）は必要なかろう。研究と指導は表裏一体なものとしてとらえるべきである。

(3) 設備・施設

これまでにもたびたび述べてきたように、快適な施設・設備は、学生の内なる運動意欲を自然的に引き出すことができ、安全で楽しい身体運動を保証することができる。

現在、本学の体育・スポーツの施設・設備は、学園共通のものとして教

科体育と課外活動の両方で、極めて厳しい制限の下に使用されている。

それは、施設の絶対的な不足が原因であり、綿密なプログラムを構成し、それを遵守しなければ、教科体育として、あるいは課外スポーツとしての運動量や安全性が確保できないためである。

伊勢原総合グラウンドの利用については、これを日常的に教科体育の場として使用するには、あまりにも遠く、ここでの身体活動のために費やす時間と経費は、他の教科にたいして重大な影響を及ぼすばかりでなく、学生の課外活動の時間をも制限することになろう。また、ここには雨天時に對する備えは研修室を利用する以外の手段は考えにくいうえに、その数はいたって少ない。

従って、伊勢原総合グラウンドでの教科体育としての利用は、学園内で行なうことのできないスポーツ種目に限定して、学生の種目選択の自由を保証して行なうべきであるが、現在行なわれているゴルフ・テニス・野球といった人気種目でも、五时限目を含めて他の教科との関連で履修できないことが多い。これは、今後の伊勢原総合グラウンドの教科体育としての利用に際して特に留意しなければならない点である。

加えて、学園の近辺に土地を購入して、新しくスポーツ施設を作ることは不可能であろう。とすれば、現在のスポーツ施設の土地を立体的に利用する方途を講ずることが、残された唯一の道である。プール・馬場・洋弓場・グラウンド・テニスコート・体育館などの地下や空間の有効利用を図ることは、現在の建築技術をもってすれば極めて容易なはずである。

また、それらは時間帯別の利用を図ることによって、受益者負担を原則として、地域住民の利用に供することも可能となるであろう。いわゆる、大学審議会答申が主張する生涯教育の一環としてのパートタイム学生の受け入れである。室内温水プール・トレーニングスタジアム・エアロビックスタジアム・体力測定室などの設置とともに、照明設備を備え、全天候に対応できるように施設を改造することが、これらのこと可能とする。

大学以外のスポーツ施設における学習効果は、一定水準以上のもので、教育上有益と判断できるものについては、これを単位認定の対象として認

めてよい。これは、大学教育の水準を保持する観点から、技能審査をともなうなどの一定範囲に限定することが必要であり、学生の申請によって学習成果を評価することは可能である。

(六) おわりに

消極的に現状を認めるよりも、主体的に自らの主張を述べねばならない、とする衝動に駆られて、十分な準備もせずに起筆してしまい、日頃、ただ漠然と考えていたことを脈絡なく述べてきてしまった。そして、この種の問題に対しては己れの能力のはるか及ばざることを痛感させられている。

しかし、大学設置基準が改訂され、各大学はそれぞの教育方針のもとに、その改革を急いでいる今日、われわれもまた、自らの存在を改めて自らに問い合わせ直す好機としてとらえねばならない。その意味では極めて有為な機会であった。

成城大学が、専門的学問分野の修得を通じて、さまざまな問題解決能力を身につけ、活力ある、人間的魅力にあふれた学生を社会に送り出すことを目指すなら、われわれもまた、その基礎となる身体活動をより強固で有意義なものにし、生涯を通してスポーツに親しむことができる能力や態度を身につけ、活力ある社会を創るための全人教育の一翼を担い、身体活動の科学的基盤を究明することが不可欠だと考えるからである。

参考文献

文部時報	文部省大臣官房編
大学時報	日本私立大学連盟編
大学と学生	文部省高等教育局学生課編
季刊・教育法	総合労働研究所編
大学資料	文部省高等教育局編
大学体育	大学体育連合
大学体育十年の歩み	全国大学体育協議会
大学保健体育二十年の歩み	全国大学保健体育協議会
大学保健体育三十年の歩み	全国大学体育連合

成城大学の保健体育科目に関する一試論

体育の科学

体育の科学社

体育科教育

大修館書店

追記

各学部や大学において、唐突として教科体育に関する検討が始まった。教科体育の担当者の一人として意見を求められ、口下手で意の尽くせぬことを恐れて十分な検討を行う余裕のないままにこれを起草し、一部の方々に提示してしまった。悔恨の思いは日毎に強まるばかりである。

特に、具体的方策として示したものは、他学部の教科体育の担当者達と何らの検討を行わないまま、法学部の現有体育教員のみで実行可能な教科内容に限定して勘案したものであるから、現行の教科内容と代わり映えのしないものとして理解される恐れがある。

われわれの本意は、他の教科と競合しない時間割り編成の可能性を示したかったのであるが、しかし、たとえ一部の方々であるといっても、草稿を提示してしまった以上、その責任は筆者が自ら負わねばならないと思い、全体的に若干の語句に修正を加えるのみに止めて大幅に内容を変更することはしなかった。

また、本稿に対して厳しい御批判、御叱正をたまわったことどもに関しては、自分なりに考えることも多々あるが、それらを披瀝する機会と余裕のないことを極めて遺憾に思う次第である。

